

受 託 事 業 契 約 書 (案)

受託者国立大学法人弘前大学（以下「甲」という。）と委託者〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、下記契約項目表記載の受託事業（以下「本受託事業」という。）を実施するにつき、次の各条によって受託事業契約（以下「本契約」という。）を締結するものとする。

(契約項目表)

1.事業題目				
2.事業目的及び内容				
3.事業期間	年 月 日 ～ 年 月 日			
4.事業担当者	区分	氏名	所属部局・職名	本事業における役割
	甲			(事業代表者)
5.事業実施場所	甲			
6.甲の施設における使用設備及び甲に搬入する乙の設備	区分	名称	規格	数量
	甲			
	乙			
7.事業に要する経費	区分	直接経費	間接経費	合計
	乙	円 (うち消費税額及び 地方消費税額 円)	円 (うち消費税額及び 地方消費税額 円)	円 (うち消費税額及び 地方消費税額 円)
8.経費支払期限	国立大学法人弘前大学出納命令役の請求書発行の日の翌日から〇〇日以内			
9. 事業成果報告書の提出期限	本受託事業が完了した日の翌日から起算して〇〇日以内			
10. ノウハウの秘匿期間	本契約期間中及び事業終了日の翌日から起算して〇年間			
11. 秘密保持義務の有効期間	本契約期間中及び事業終了日の翌日から起算して〇年間			
12. 事業成果発表の通知期間	本契約期間中及び事業終了日の翌日から起算して〇年間			
13. 特記事項				

(定義)

第1条 本契約書において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

- 一 「事業成果」とは、本契約に基づき得られたもので、実績報告書中で成果として確定された本受託事業の目的に係る発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ等の技術的成果をいう。
 - 二 「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。
 - イ 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権、商標法（昭和34年法律第127号）に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利
 - ロ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利
 - ハ 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）の著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利
 - 二 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲乙協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）
- 2 本契約書において「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、商標権、回路配置利用権及びプログラム等の著作物の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウの対象となるものについては案出という。
- 3 本契約書において、知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、商標法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第2条第1項第15号及び同項第19号に定める行為並びにノウハウの使用をいう。
- 4 本契約書において「専用実施権等」とは、次に掲げるものをいう。
 - 一 特許法に規定する専用実施権、実用新案法に規定する専用実施権、意匠法に規定する専用実施権、商標法に規定する専用使用権
 - 二 半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する専用利用権
 - 三 種苗法に規定する専用利用権
 - 四 第1項第2号ロに規定する権利の対象となるものについて独占的に実施をする権利
 - 五 プログラム等の著作権に係る著作物について独占的に実施をする権利
 - 六 第1項第2号ニに規定する権利に係るノウハウについて独占的に実施をする権利
- 5 本契約書において「事業担当者」とは、本受託事業に従事する甲に属する表記契約項目表4項に掲げる者及び本契約第4条第2項に該当する者をいう。また、「事業協力者」とは、表記契約項目表4項に掲げる者及び本契約第4条第2項記載以外の者であって本受託事業に協力する者をいう。

(事業成果の報告)

第2条 甲は、表記契約項目表9項に掲げる提出期限内に、事業成果報告書を乙に提出するものとする。

(ノウハウの指定)

第3条 甲及び乙は、協議の上、報告書に記載された事業成果のうち、ノウハウに該当するものについて、速やかに指定するものとする。

2 ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間を甲乙協議の上、決定、明示するものとし、原則として、表記契約項目表10項に定める期間とする。ただし、指定後において必要があるときは、甲乙協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。

(事業の遂行)

第4条 甲は、本受託事業を自己の責任において行うこととし、その実施に当たり被った損害については乙に対して賠償を請求しない。ただし、乙の提供物品に、瑕疵があったことに起因して甲が損害を被ったときは、乙は甲の損害を賠償するものとする。

2 甲は、甲に属する者を新たに本受託事業の事業担当者として参加させようとするときはあらかじめ相手方に書面により通知するものとする。

(再委託)

第5条 甲は書面による事前の乙の承諾なしに、受託事業の再委託等この契約に基づく権利及び義務を、第三者に承継させてはならない。

(事業経費の支払い)

第6条 乙は、表記契約項目表7項に掲げる事業に要する経費（以下「事業経費」という。）を契約項目表8項に定める支払期限までに、国立大学法人弘前大学出納命令役の発する請求書により、甲へ支払わなければならない。

2 乙は所定の支払期限までに前項の事業経費を支払わないときは、支払期限日の翌日から支払いの日までの日数に応じ、その未収額に年5%の割合で計算した延滞金を支払わなければならない。

(経理)

第7条 前条の事業経費の経理は甲が行う。ただし、乙は本契約に関する経理書類の閲覧を甲に申し出ることができる。甲は乙からの閲覧の申し出があった場合、これに応じなければならない。

(事業経費により取得した設備等の帰属)

第8条 表記契約項目表7項に掲げる事業経費により取得した設備等は、甲に帰属するものとする。

(提供物品の搬入等)

第9条 表記契約項目表6項に掲げる提供物品の搬入及び据付けに要する経費は、乙の負担とする。

2 甲は表記契約項目表6項に掲げる乙から受け入れた提供物品について、その据付完了の時から返還に係る作業が開始される時まで善良なる管理者の注意義務をもってその保管にあたらなければならない。

(受託事業の中止又は期間の延長)

第10条 天災その他やむを得ない事由があるときは、甲乙協議の上、本受託事業を中止し、又は事業期間を延長することができる。この場合において、甲又は乙はその責を負わないものとする。

(提供物品の返還)

第11条 甲は、本受託事業を完了し、又は中止したときは、表記契約項目表6項に掲げる提供物品を事業完了又は中止の時点の状態乙に返還するものとする。この場合において、撤去及び搬出に要する経費は、乙の負担とする。

(事業経費の返還)

第12条 第10条の規定により、本受託事業を完了し、又は本受託事業を中止し、もしくは延期する場合において、第6条第1項の規定により支払われた事業経費の額に不用が生じた場合は、乙は甲に不用となった額の返還を請求することができる。

甲は乙からの返還請求があった場合、これに応じなければならない。

(事業経費が不足した場合の処置)

第13条 甲は、支払われた事業経費に不足を生じるおそれが発生した場合には、直ちに理由等を付して乙に書面により通知するものとする。この場合において、乙は甲と協議の上、不足する事業経費を負担するかどうかを決定するものとする。

(知的財産権の帰属等)

第14条 本受託事業の結果生じた知的財産権の帰属等は、原則、本学に帰属する。ただし、事業の過程において、委託者からの意見、助言等があり、その結果に基づいて知的財産等が生じた場合は、その寄与に応じて、権利の持分をお互いの合意の上で決定するものとする。

(持分の譲渡等)

第15条 甲は、本受託事業の結果生じた知的財産等であって、前条の規定により甲に承継された特許を受ける権利又は前条ただし書の規定により乙と共有となった知的財産権の持分を乙（又は甲及び乙が協議の上指定した者）に限り譲渡又は専用実施権の設定ができるものとし、別に定める譲渡契約又は専用実施権設定契約により、これを行うものとする。

2 甲は、乙（又は甲及び乙が協議の上指定した者）以外の者への共有に係る特許権の持分の譲渡又は専用実施権の設定に当たっては、あらかじめ乙の書面による同意を得なければならない。

(優先的实施)

第16条 甲は、本受託事業の結果生じた発明等であって第14条の規定により甲に承継された知的財産権（著作権及びノウハウ並びに本条第2項に規定するものを除く。以下「甲に承継された知的財産権」という。）を次条に定める場合を除き自己実施せず、かつ、乙又は乙の指定する者から優先的に実施したい旨の通知があった場合には、当該知的財産権を出願等したときから○年間優先的に実施させることを許諾する。

2 甲は、第14条ただし書の規定により共有となった知的財産権（著作権及びノウハウを除く。以下「共有に係る知的財産権」という。）を次条に定める場合を除き自己実施せず、かつ、乙の指定する者から優先的に実施したい旨の通知があった場合には、当該知的財産権を出願等したときから○年間優先的に実施させることを許諾する。

3 甲は、乙又は乙の指定する者から前2項に規定する優先的実施の期間（以下「優先的実施期間」という。）を更新したい旨の申し出があった場合には、優先的実施期間の更新を許諾する。この場合、更新する期間については、甲乙協議の上定めるものとする。

(第三者に対する実施の許諾)

第17条 甲は、乙又は乙の指定する者が、甲に承継された知的財産権を、前条第1項及び第3項に規定する優先的实施期間中その第○年次以降において正当な理由なく実施しないときは、乙及び乙の指定する者の意見を聴取の上、乙及び乙の指定する者以外の者（以下「第三者」という。）に対し当該知的財産権の実施を許諾することができるものとする。

2 前項の規定は、乙が共有に係る知的財産権を本受託事業完了の翌日から起算して○年以内に正当な理由なく実施しない場合、もしくは、乙の指定する者が共有に係る知的財産権を前条第2項及び第3項に規定する優先的实施期間中その第○年次以降において正当な理由なく実施しないときについて準用する。

3 乙は、共有に係る知的財産権を当該知的財産権を出願等したときから、第三者に対し実施の許諾をすることができるものとする。この場合、甲は前2項の場合を除き、甲に承継された知的財産権及び乙との共有に係る知的財産権を、自己実施せず、かつ、第三者に実施許諾しない。

4 甲から専用実施権を許諾された乙が、当該知的財産権等について、正当な理由がなく実施しない場合は、乙は甲に相当の対価を支払うか、若しくは、専用実施権を返却しなければならない。又、甲は専用実施権の返却を受けた場合、第三者に対して実施許諾ができるものとする。

(実施料)

第18条 乙又は乙の指定する者が、甲に承継された知的財産権を実施しようとするときは、別に実施契約で定める実施料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙の共有に係る知的財産権を乙又は乙の指定する者が実施しようとするときは、甲は自己実施をしないことから、別に実施契約で定める実施料を甲に支払わなければならない。

3 甲及び乙の共有に係る知的財産権を第三者に実施させた場合の実施料は、当該知的財産権に係る甲及び乙の持分に応じて、それぞれに配分するものとする。

(情報の開示)

第19条 乙は、本受託事業に関して乙の有する情報・知識等を甲の本受託事業遂行に必要な範囲において甲に開示するものとする。

(秘密の保持)

第20条 甲及び乙は、本受託事業の実施に当たり、相手方より開示を受け又は知り得た技術上及び営業上の一切の情報について、表記契約項目表4項の事業担当者以外に開示・漏洩してはならない。また、甲及び乙は、相手方より開示を受けた情報に関する秘密について、当該事業担当者がその所属を離れた後も含め保持する義務を、当該事業担当者に対し負わせるものとする。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

- 一 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
- 二 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
- 三 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報
- 四 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる内容
- 五 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報
- 六 書面により事前に相手方の同意を得たもの

2 甲は、相手方より開示を受け又は知り得た技術上及び営業上の一切の情報を本受託事業以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。

3 前2項の有効期間は、表記契約項目表第11項に定める期間とする。ただし、甲乙協議の上、こ

の期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

(事業成果の公表)

第21条 甲及び乙は、本受託事業過程において得られた事業成果（事業期間が複数年度にわたる場合は当該年度に得られた事業成果）について、原則、知的財産等の出願の後、かつ、相手方の同意を得た後、第20条で規定する秘密保持の義務を遵守した上で開示、発表若しくは公開すること（以下「事業成果の公表等」という。）ができるものとする。

2 前項の場合、甲又は乙（以下「公表希望当事者」という。）は、事業成果の公表等を行おうとする日の〇〇日前までにその内容を書面にて相手方に通知しなければならない。また、公表希望当事者は、事前の書面による了解を得た上で、その内容が本受託事業の結果得られたものであることを明示することができる。

3 通知を受けた相手方は、前項の通知の内容に、事業成果の公表等が将来期待される利益を侵害する恐れがあると判断される時は当該通知受理後〇〇日以内に開示、発表若しくは公開される技術情報の修正を書面にて公表希望当事者に通知するものとし、公表希望当事者は、相手方と十分な協議をしなくてはならない。公表希望当事者は、事業成果の公表等により将来期待される利益を侵害する恐れがあると判断される部分については、相手方の同意なく、公表してはならない。ただし、相手方は、正当な理由なく、かかる同意を拒んではならない。

(事業協力者の参加及び協力)

第22条 甲乙のいずれかが、本受託事業遂行上、事業担当者以外の者の参加ないし協力を得ることが必要と認めた場合、相手方の同意を得た上で、当該事業担当者以外の者を事業協力者として本受託事業に参加させることができる。

2 事業担当者以外の者が事業協力者となるに当たっては、当該事業担当者以外の者を事業協力者に加えるよう相手方に同意を求めた甲又は乙（以下「当該当事者」という。）は、事業協力者となる者に本契約内容を遵守させなければならない。

3 当該当事者は、事業協力者となる者に本契約内容を遵守させることができるよう及び事業協力者が相手方に損害を与えた場合には、当該事業協力者にその損害の賠償を請求することができるよう、その取扱いを別に定めておくものとする。

4 事業協力者が本受託事業の結果、発明等を行った場合の取扱いについては、甲乙別途協議の上、定めるものとする。

(契約の解除)

第23条 甲は、乙が表記契約項目表7項に規定する事業経費を所定の支払期限までに支払わないときは、本契約を解除することができる。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当し、催告後〇日以内に是正されないときは本契約を解除することができるものとする。

- 一 相手方が本契約の履行に関し、不正又は不当の行為があったとき
- 二 相手方が本契約に違反したとき

(損害賠償)

第24条 甲又は乙は、前条に掲げる事由及び甲、乙、事業担当者又は事業協力者が故意又は重大な過失によって相手方に損害を与えたときには、その損害を賠償しなければならない。

(契約の有効期間)

第25条 本契約の有効期間は、契約締結日から表記契約項目表3項に定める終了期間までとする。

2 本契約の失効後も、第2条及び第3条、第11条及び第12条、第14条から第22条、第24条及び第27条の規定は、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

(協議)

第26条 本契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(裁判管轄)

第27条 本契約に関する訴えは、甲を所在地とする青森地方裁判所の管轄に属する。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管するものとする。

年 月 日

(甲) 弘前市文京町1番地
国立大学法人弘前大学
契約担当役

□

(乙) 住所
氏名

□